

第3節 SPC等の監督をめぐる動き

Ⅰ SPC等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下、「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（1997年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、1998年6月に成立し、同年9月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下、「SPC」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、2000年5月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下、「新法」という。）が同年11月から施行された。2006年5月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。2011年5月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

(SPCの届出件数)

2024年3月末	2024年6月末	2025年3月末	2025年6月末
1,194社	1,191社	1,199社	1,191社

(注) 業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。

Ⅱ 資産の流動化の状況

(億円)

	2022年9月末	2023年9月末	2024年9月末
資産対応証券の発行残高等	137,584	162,047	172,917
① 不動産	50,765	62,909	65,167
② 不動産の信託受益権	71,233	81,390	90,072
③ 指名金銭債権	1,885	1,782	645
④ 指名金銭債権の信託受益権	595	21	2
⑤ その他	13,105	15,946	17,031

(注1) 毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

(注2) ①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳。